

白山市社会福祉協議会松任支所福祉バス運行要領

●目的

福祉バスは、市社会福祉協議会の行事及び市の行事で使用しない日に福祉の目的で各団体に貸し出し、各団体の福祉活動の促進を図ることを目的とする。

●利用要件

運行時間	午前7時30分～午後6時30分 ※日帰りのみ
運行範囲	石川県内 ※目的地以外の立ち寄りについては、運行ルート上における昼食、トイレ休憩のみ可とする。（昼食のためにルートを大きく逸れることは不可）
利用可能人数	15人～28人
貸出不可の日	(1) 市社会福祉協議会及び市の行事で使用する日 (2) 点検、車検等整備に必要な期間 (3) 12月29日から1月3日 (4) 天災、荒天等のため運行が不適切と認められた日
運行経費	無料（但し、駐車料金、有料道路通行料金は利用者負担）

●利用申込について

利用可能団体	優先利用団体
	白山市遺族連合会、白山市身体障害者団体連合会、白山市母子寡婦福祉協会、白山市ボランティア連絡協議会、白山市民生委員児童委員協議会、白山市老人クラブ連合会
利用可能団体	利用可能団体
	地区社会福祉協議会、ふれあいサロン、白山市身体障害者団体連合会所属の障害者団体、白山市民生委員児童委員協議会所属の地区民生委員児童委員協議会、白山市遺族連合会所属の遺族会、単位老人クラブ、町内会に所属している老人会、白山市ボランティアセンターに登録してあるボランティア団体 ※上記以外の団体については目的に適合するかを精査する。
申込方法	下記要領で予約後、所定の利用申請書を社会福祉協議会に提出。（FAX、郵送不可）申請書の締め切りは利用日の1週間前の日の午後5時とする。（土日祝日の場合は直前の営業日とする）この期日までに申請書が出されない場合、予約がキャンセルされたものとみなす。

予約受付日	<p>予約受付日：利用日の3ヶ月前の日が属する月の1日の午前9時から（該当の日が土日祝日の場合は直後の営業日とする）</p> <p>※受付日の例外：上記優先利用団体の申請で県大会など日程の変更が難しい場合、上記受付日より前に受付することができる。</p> <p>予約受付開始日の午前9時から白山市福祉ふれあいセンターにて予約会を行う。予約会では当該月のすべての予約を受付し、希望が重複した場合は抽選を行う。予約会で予約が入らなかった日は予約会后、随時予約受付する。</p>
変更、取消し	<p>提出された申請書を変更、取消しする場合は書面で申出ること。但し3名までの人数の増減は申出不要とする。</p> <p>※変更についてはFAX、郵送可とする。</p>

●バス利用目的について

その利用目的（福祉推進のため）を逸脱して利用できない。申請者は必ず利用目的を明確に記載すること。

○利用目的（福祉推進のため）記載例

- ・他福祉団体との交流会
- ・外出によるリハビリ
- ・福祉の施設見学
- ・当事者の社会参加、閉じこもり予防
- ・福祉に関する研修

×「福祉の目的」と認められない記載例

- ・冠婚葬祭
- ・児童のスポーツ大会
- ・会員の親睦、交流
- ・観劇ツアー
- ・（団体の）行事、旅行

●特記事項

- ・バス内は飲食、喫煙禁止とする。但し、お茶、水は可（熱中症予防）とする。
- ・乗降場所には周囲の安全が確保できる場所を選定すること。
- ・個人宅前の送迎は不可とする。（集会所や公民館などで集合、解散すること）
- ・燃料節減のため、待機中のエンジンや車内空調は停止する。
- ・6歳未満の者が乗車する場合はチャイルドシートを用意すること。
- ・運転手への心付けや歓待、食事の提供は禁止する。
- ・やむを得ない場合を除き、行程の当日変更は不可とする。
- ・利用の数日前までにバス運転手から最終確認の電話があります。
- ・利用者の都合で当日の取消しをした場合、所定の取消料を徴収する。

緊急連絡先：福祉ふれあいセンター TEL：076-276-1117

※この要領は平成27年4月から運用します